

○神戸ビーフ・但馬牛の運用にあたっての留意事項（特記事項）

区 分	概 要	留意事項
返礼品の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱い出来るのは神戸ビーフ・但馬牛の<b>精肉のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>加工品での提供は不可</b> (例：但馬牛コロッケ、神戸ビーフハンバーグ等)</li> </ul>
返礼品への同封物	<ul style="list-style-type: none"> <li>返礼品に、<b>証明書・個体識別番号</b>を同封すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県産（但馬牛）証明書」「神戸肉之証」の写しを同封</li> <li><b>業者に指示するだけでなく、実際の返礼品の写真を送付してもらう等、確実に履行されるよう確認を行うこと</b></li> <li>「切り落とし」等において、混在により証明書の添付が出来ないものは取扱い不可</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記指定パンフレットを全て同封すること (指定パンフレット)</li> <li>①神戸肉流通推進協議会作成リーフレット</li> <li>②但馬牛博物館リーフレット</li> <li>③県立但馬牧場公園リーフレット</li> <li>④神戸ビーフ館リーフレット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①、④は市町、調達業者のどちらが購入しても構わない。 <b>※ ただし、調達業者が購入した場合も、最終的には市町が費用を負担することが望ましい。</b></li> </ul>
ポータルサイトへの掲載方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県地域資源認定品である旨記載すること</li> <li><b>生産地でない旨表示すること</b></li> </ul> <p>〔 <b>例：この返礼品は、兵庫県地域資源認定品です。 〇〇市・町の地場産品ではありません。</b> 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>活用市町が生産地であると誤認されないようにすることが主旨であるため、明確に記載することが必要</b></li> <li>※ 商品の紹介の際も、活用市町内で生産されているという認識を与えないよう、表現に十分注意すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義・歴史の説明書きの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県指定の定型文をポータルサイト内に掲載すること</li> </ul>

※ 上記内容の徹底を行うとともに、違反が見受けられた場合は、活用の取り消しもありうることに留意すること。